

浜松市教育委員会規則第6号

浜松市指導力不足教員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

浜松市指導力不足教員の取扱いに関する規則（平成20年浜松市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指導の改善の程度の認定)</p> <p>第7条 委員会は、前条の規定による報告に係る指導が不適切である教員について、法第25条第4項の規定により、児童等に対する指導の改善の程度に関し、次の各号のいずれかの認定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 児童等に対する指導が不適切であるが、法第25条第2項ただし書に規定する期間の範囲内で指導改善研修の期間を延長すれば、適切に指導を行うことができる程度までの改善が見込まれる程度</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(免職等)</p> <p>第8条 委員会は、<u>前条第1項第3号</u>に該当するとの認定のあった教員について、法第25条の2の規定により免職その他の必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(指導の改善の程度の認定)</p> <p>第7条 委員会は、前条の規定による報告に係る指導が不適切である教員について、法第25条第4項の規定により、児童等に対する指導の改善の程度に関し、次の各号のいずれかの認定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(免職等)</p> <p>第8条 委員会は、<u>前条第1項第2号</u>に該当するとの認定のあった教員について、法第25条の2の規定により免職その他の必要な措置を講じるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、指導の改善の認定について、指導改善研修の再受講を想定した認定に係る規定を削るものです。